

文言は、原則「公用文(常用漢字)用例」に従って記載しています。

第2期 新居浜市子ども・子育て支援事業計画

－ 骨子案 －

令和元（2019）年 11 月 1 日

愛媛県 新居浜市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
【1】計画策定の背景-----	1
【2】新居浜市における取組-----	1
【3】計画の位置付け-----	2
【4】計画の期間-----	3
【5】計画の策定方法-----	3
第2章 子どもを取り巻く本市の現状 -----	4
【1】人口等の状況-----	4
【2】子育て支援施設等の利用状況-----	11
第3章 本市の現状分析と課題 -----	19
【1】第1期計画の検証-----	19
【2】ニーズ調査から読み取れる課題-----	27
第4章 計画の基本的な考え方 -----	35
【1】基本理念-----	未
【2】基本方針-----	未
【3】施策体系-----	未
第5章 基本方針及び基本施策の取組 -----	未
第6章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策 -----	未
【1】教育・保育の提供区域の設定について-----	未
【2】教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保-----	未
【3】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保-----	未
第7章 計画の推進 -----	未
資料編 -----	未

第1章 計画の概要

【1】 計画策定の背景

我が国では、子育てを取り巻く環境は近年大きく変化し、就労ニーズの多様化に伴う保育施設における待機児童問題や、育児不安を抱える家庭の増加など、様々な課題が顕在化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

一方で、一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は、我が国において昭和50（1975）年に2.0を下回ってからは減少を続けており、近年では一時微増傾向にあったものの再び減少に転じ、平成30（2018）年時点において1.42となっています。

そのような中、国においては「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」と言います。）を制定し、平成27（2015）年度から「子ども・子育て支援新制度」を施行することにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

この新制度は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」をその目的として掲げ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図るものです。また、国においては、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の改定や、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援施策を加速化しています。

【2】 新居浜市における取組

本市においては、平成27（2015）年3月に「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とした、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」（以下「第1期計画」と言います。）を策定しました。

本市ではこの第1期計画に基づき、幼児期における多様な教育・保育・子育て支援体制の整備・充実、家庭における子育て力の向上、仕事と子育ての両立支援、子育てを通じた地域の活性化などを推進してきました。

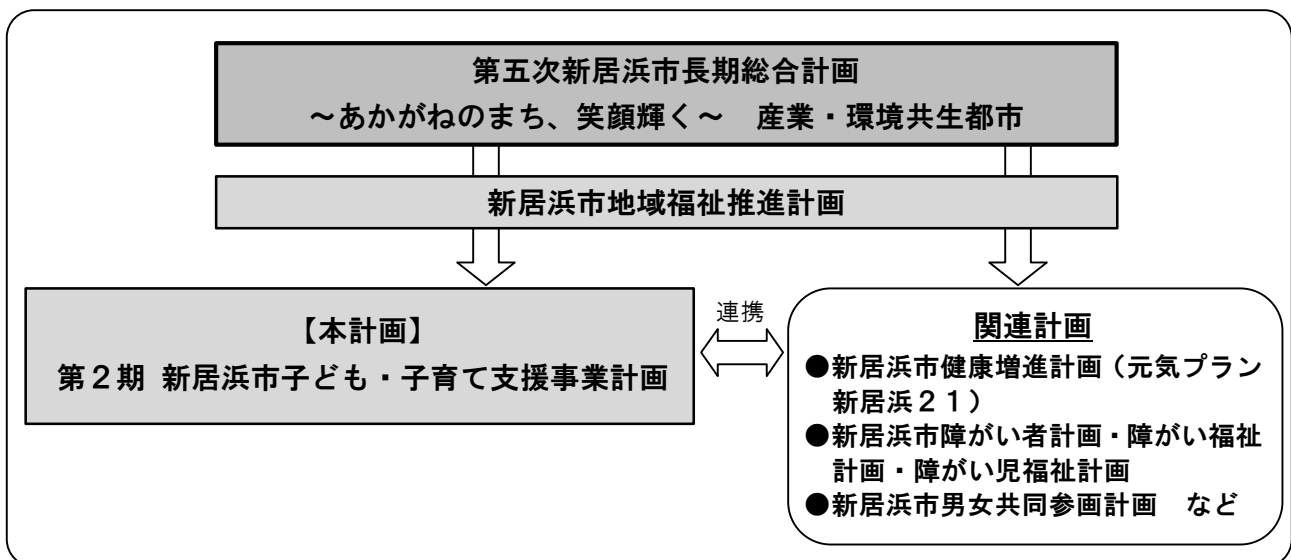
第1期計画は、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第2期 新居浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性を踏まえ、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく市民の意識やニーズ、新居浜市子ども・子育て会議における審議等を踏まえ、本市における子育て支援に関連する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進することを目的として策定しています。

【3】 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」の役割も担っています。さらに、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「すこやか親子21」の趣旨を踏まえた計画とします。また、本市の最上位計画である「第五次新居浜市長期総合計画（～あかがねのまち、笑顔輝く～産業・環境共生都市）」における、子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

【本市における計画の位置付け】



【参考／「子ども・子育て支援法」（市町村子ども・子育て支援事業計画）】（抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【参考／「次世代育成支援対策推進法」（市町村行動計画）】（抜粋）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

【4】 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。
なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜、見直す場合があります。

【5】 計画の策定方法

1 新居浜市子ども・子育て会議における審議

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」及び「新居浜市子ども・子育て会議条例」に基づき、子育て支援に関わる学識経験者や各種団体、組織の関係者などから構成される「新居浜市子ども・子育て会議」において、本計画の内容についての審議を行いました。

2 ニーズ調査（アンケート調査）の実施

市内の子育て中の保護者における、教育・保育施設・子育て支援事業の利用状況や、子育てについての意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	新居浜市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査			
調査対象	就学前児童／市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭（保護者） 小学生／市内に居住する小学生の子どもがいる家庭（保護者）			
調査方法	郵送配布・回収			
調査期間	令和元（2019）年6～7月			
配布・回収状況				
		全体	就学前児童	小学生
配布数	2,000件	1,500件	500件	
有効回収数	1,115件	859件	256件	
有効回収率	55.8%	57.3%	51.2%	

3 パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

第2章 子どもを取り巻く本市の現状

【1】 人口等の状況

1 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は、平成 31 (2019) 年 3 月末日現在 119,281 人であり、平成 26 (2014) 年から約 4,400 人の減少 (平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合 96.4) となっています。近年、人口は緩やかに減少しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員も、平成 26 (2014) 年の 2.17 人から平成 31 (2019) 年で 2.07 人と減少しています。

【人口・世帯数の推移】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年
人口(人)	123,696	122,751	121,966	121,211	120,351	119,281
世帯数(世帯)	57,055	57,147	57,237	57,339	57,461	57,573
世帯人員(人/世帯)	2.17	2.15	2.13	2.11	2.09	2.07
人口増減率(%)	100.0	99.2	98.6	98.0	97.3	96.4
世帯数増減率(%)	100.0	100.2	100.3	100.5	100.7	100.9

注：増減率は、平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳 (各年 3 月末日現在) (外国人を含む。)

2 地区別人口・世帯数の推移

地区別でみると、全ての地区において、人口は減少傾向、世帯数はおおむね緩やかな増加で推移しています。

【地区別人口・世帯数の推移】

	平成 26(2014)年			平成 31(2019)年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
新居浜市全体	123,696	57,055	2.17	119,281	57,573	2.07	-3.6	0.9
川西地区	33,339	15,915	2.09	32,465	16,030	2.03	-2.6	0.7
川東地区	34,725	15,801	2.20	33,117	15,792	2.10	-4.6	-0.1
上部西地区	24,194	10,843	2.23	23,245	10,954	2.12	-3.9	1.0
上部東地区	31,438	14,496	2.17	30,454	14,797	2.06	-3.1	2.1

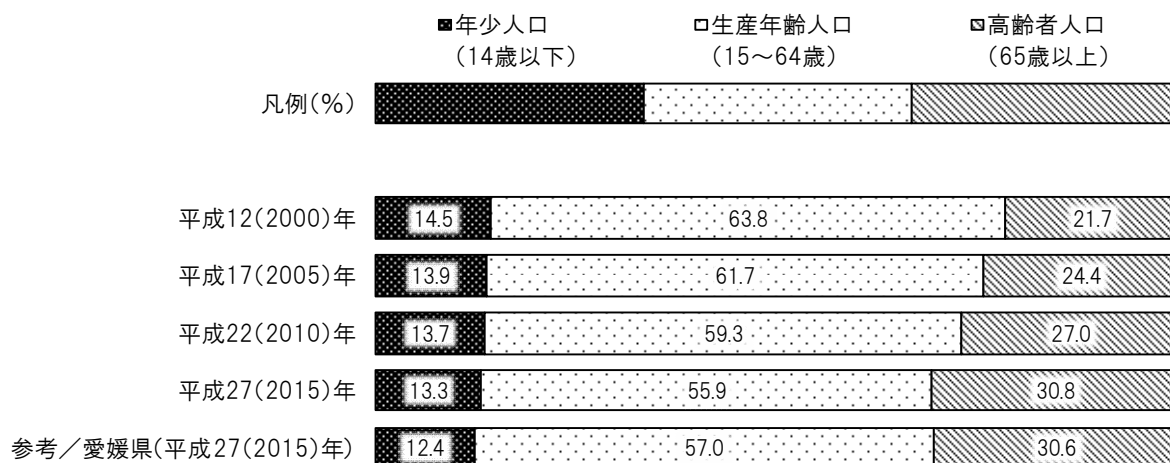
注：増減率は、平成 26 (2014) 年を基準とした場合の平成 31 (2019) 年の割合を示す。

資料：住民基本台帳 (各年 3 月末日現在) (外国人を含む。)

3 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成 27 (2015) 年では年少人口 (14 歳以下) は 13.3%、生産年齢人口 (15~64 歳) は 55.9%、高齢者人口 (65 歳以上=高齢化率) は 30.8%となっており、高齢化率は増加で推移しています。また、年少人口は緩やかな減少で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

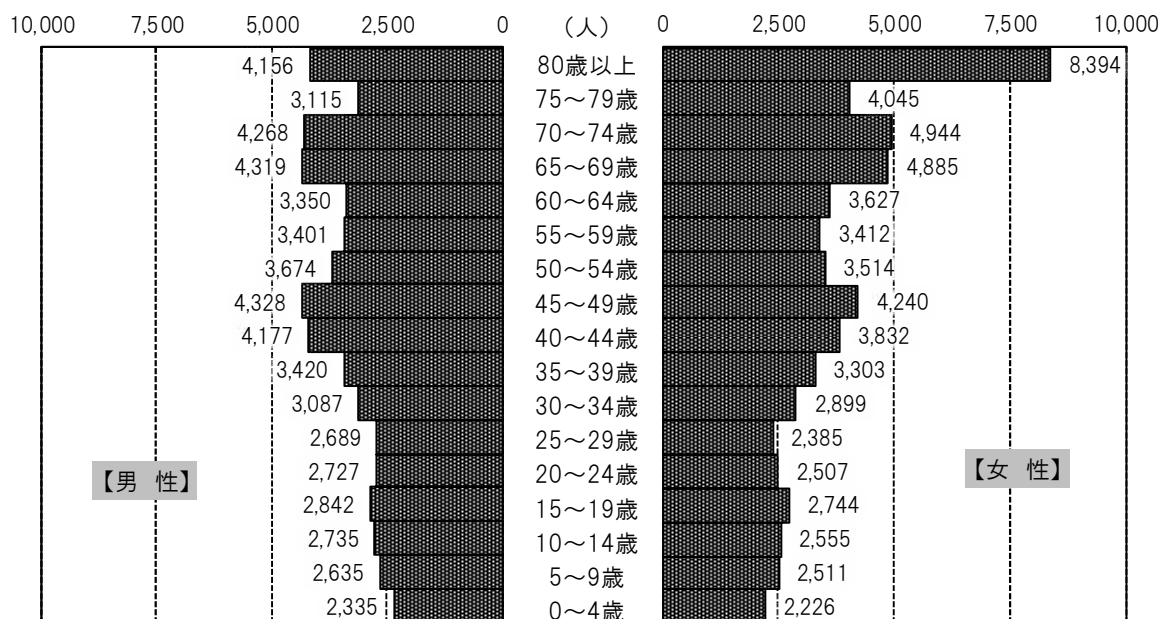
【年齢 3 区分人口構成比】



資料:国勢調査

さらに、年齢を 5 歳階級別でみると、男女共に 60 歳代後半から 70 歳代前半の、いわゆる「団塊の世代」及び 40 歳代の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢 5 歳階級別人口】



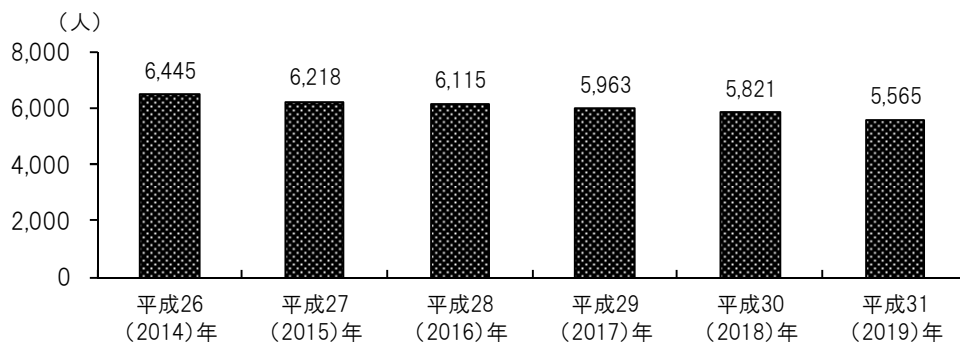
資料:住民基本台帳(平成 31(2019)年3月末日現在)(外国人を含む。)

4 子どもの人口推移

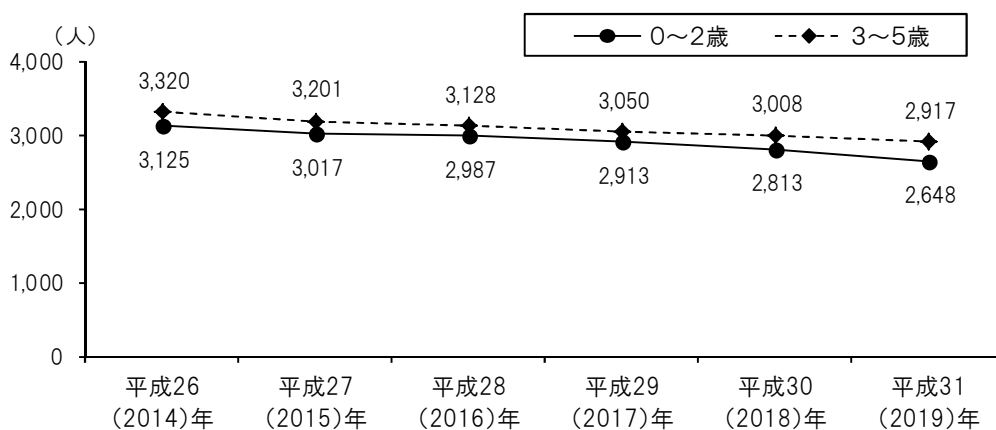
本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、平成31（2019）年3月末日現在5,565人であり、近年は緩やかな減少で推移しています。

また、地区別に子ども人口の推移をみると、いずれの地域も、緩やかながらおおむね減少あるいは横ばいで推移しています。

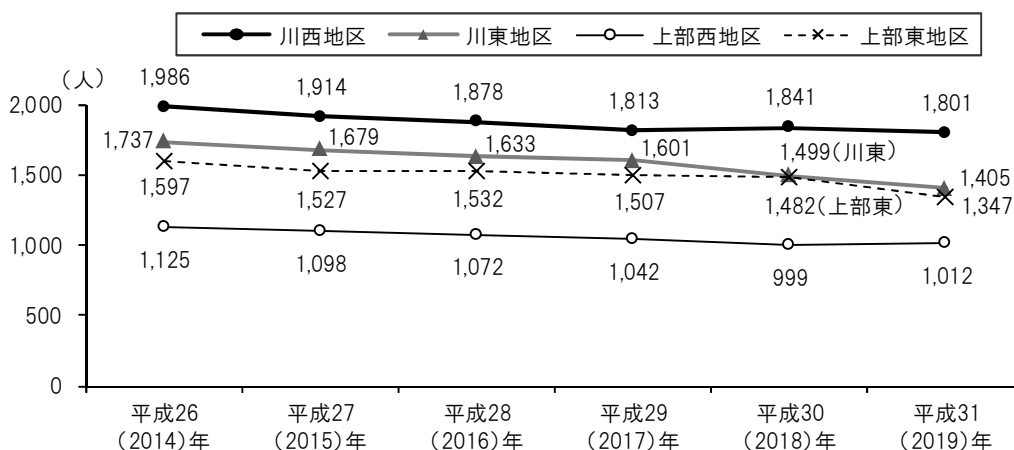
【子どもの人口推移（0～5歳合計）】



【子どもの年齢別人口推移】



【地区別子どもの人口推移（0～5歳合計）】



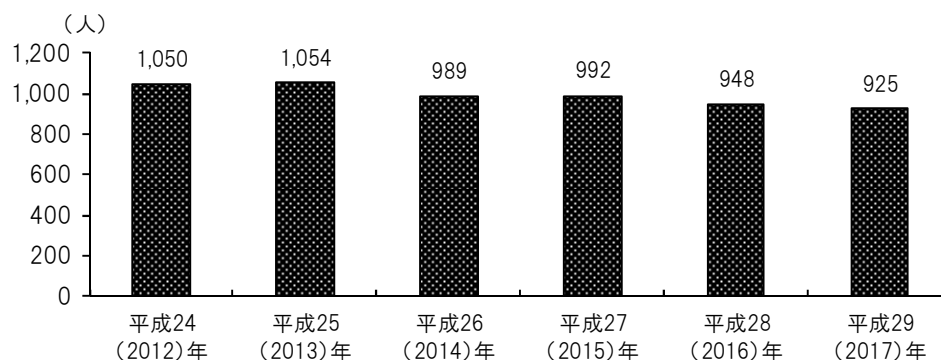
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）（外国人を含む。）

5 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、近年、緩やかな減少で推移しており、平成 29 (2017) 年は 925 人となっています。

【出生数の推移】



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 20 (2008) 年～平成 24 (2012) 年の平均では、1.80 と近年では最も高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】

(単位：人)

	平成 10(1998)年 ～平成 14(2002)年	平成 15(2003)年 ～平成 19(2007)年	平成 20(2008)年 ～平成 24(2012)年
新居浜市	1.64	1.60	1.80

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

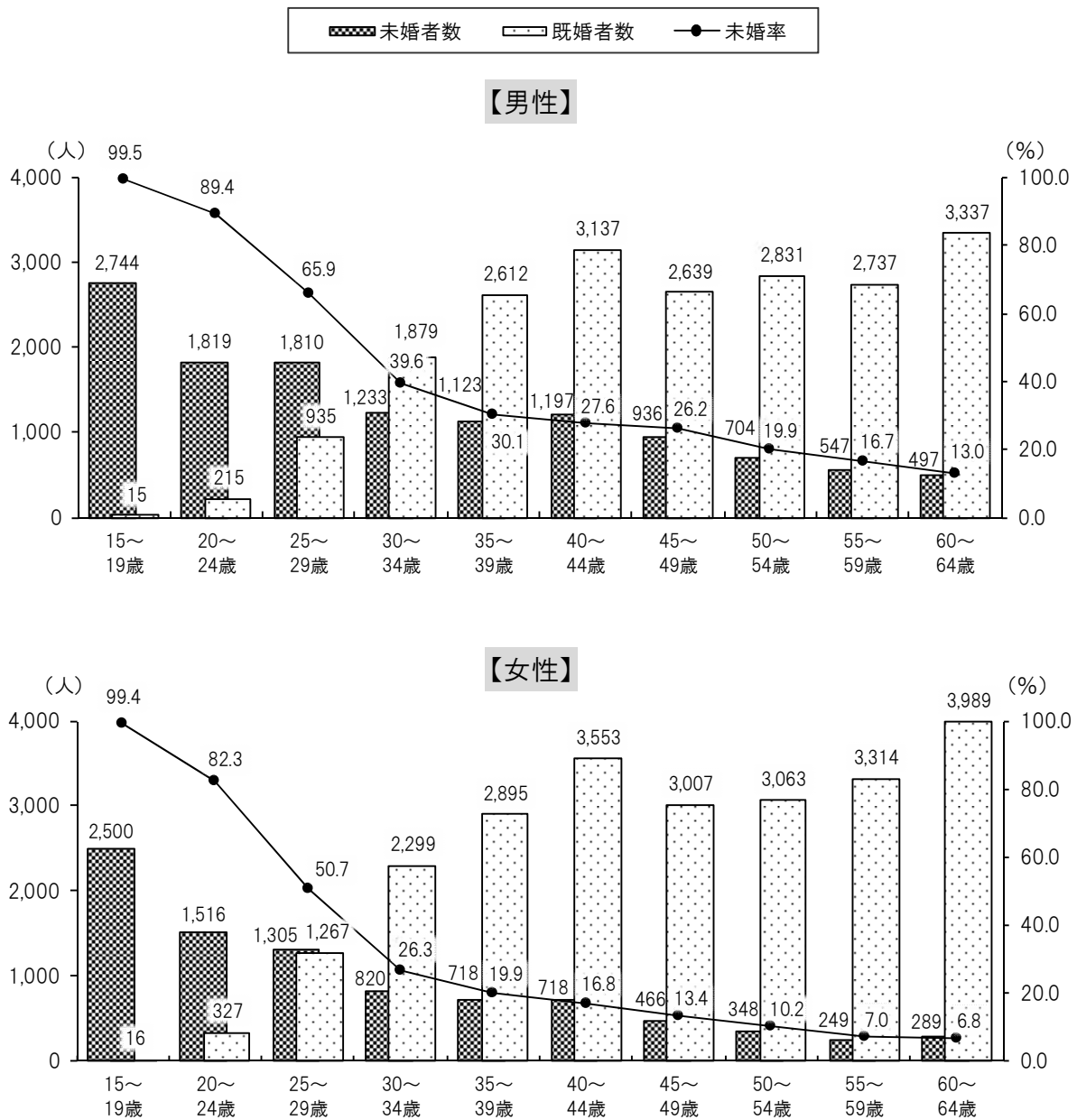
	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年
参考/愛媛県	1.52	1.50	1.53	1.54	1.54
参考/国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：人口動態統計

6 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代前半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合も、30歳代前半に逆転していますが、男性に比べ既婚者数は大きく上回っています。

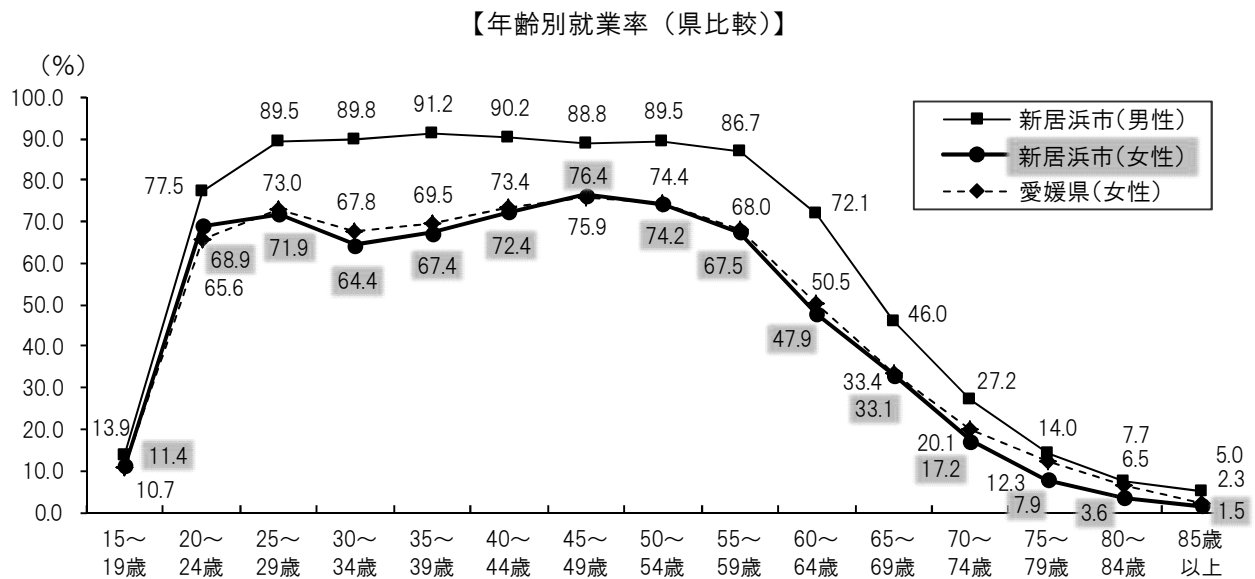
【年齢別未既婚者数と未婚率】



資料: 国勢調査(平成 27(2015)年)

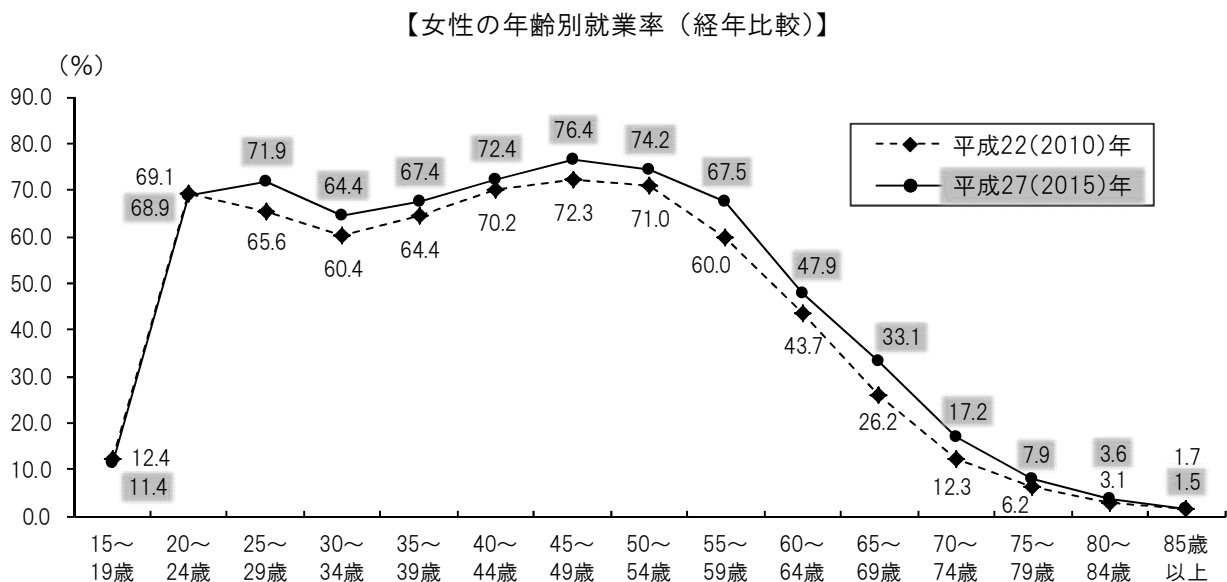
7 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ^注」の状況がうかがえます。



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

本市の就業率は、平成 22 (2010) 年に比べ全体的に増加しており、特に 20 歳代後半の増加が顕著となっています。また、30 歳代以上の年齢層でも増加傾向にあることから、共働き世帯が増えていることがうかがえます。しかし、依然として「M字カーブ」の状況にあります。



資料：国勢調査

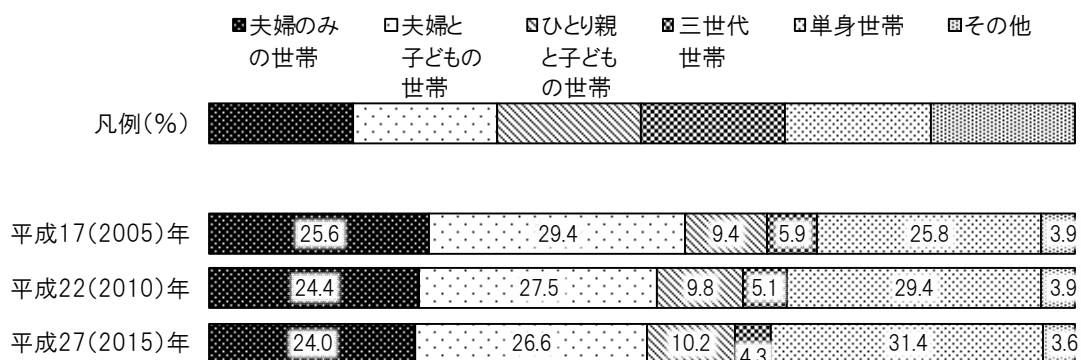
注：【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

8 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は緩やかな増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向にあります。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭については、平成 27 (2015) 年で 1,039 世帯となっており、うち母子世帯が 915 世帯 (88.1%)、父子世帯が 124 世帯 (11.9%) となっています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親家庭(合計)	1,071	1,054	1,039
母子世帯数	953(89.0%)	936(88.8%)	915(88.1%)
父子世帯数	118(11.0%)	118(11.2%)	124(11.9%)

資料:国勢調査

主に、事務局拝借資料から作成していますが、万一、当方の集計誤り等がありましたらご指摘ください。

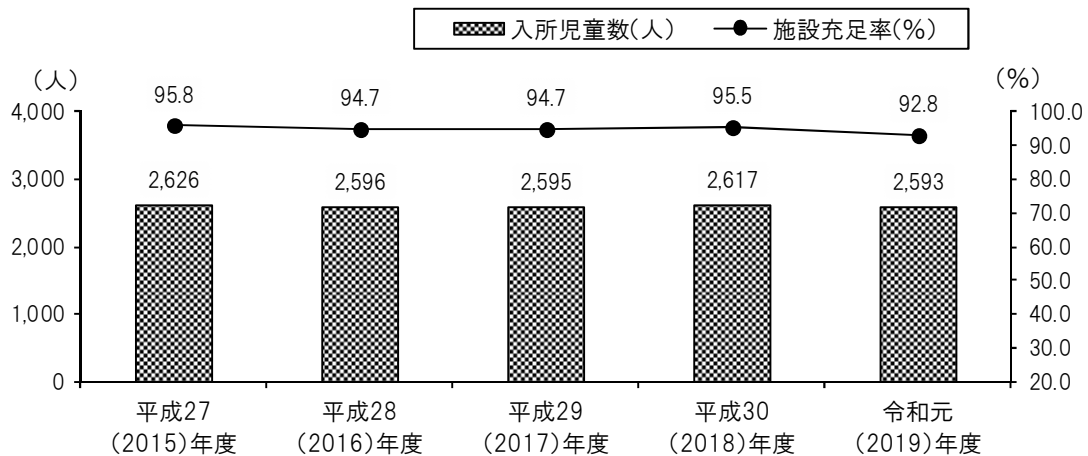
【2】 子育て支援施設等の利用状況

1 教育・保育施設の利用状況

(1) 保育所の状況

本市の保育所は、令和元（2019）年度は、公立が 10 施設、私立が 17 施設で、合計 27 施設となっています。入所児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年度は 2,593 人、施設充足率は 92.8%となっています。

【保育所入所児童数の推移】



【保育所の入所児童数】

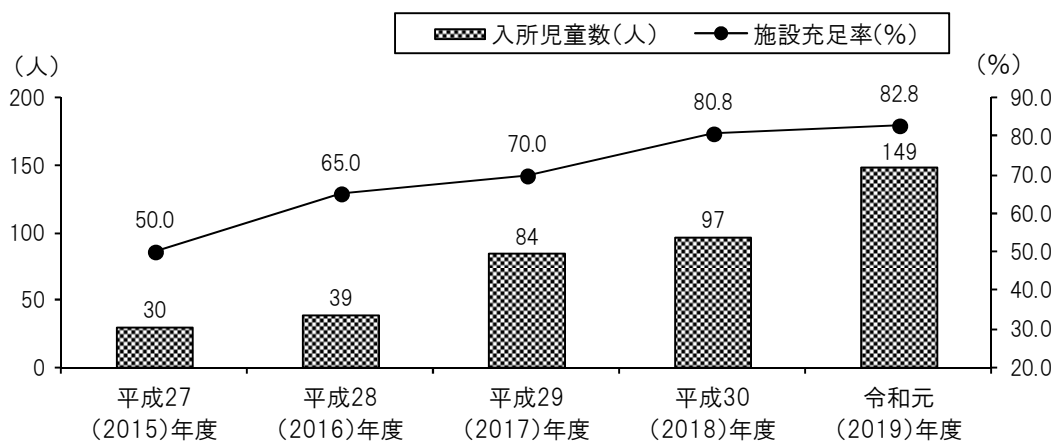
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	26	26	26	26	27
公立	10	10	10	10	10
私立	16	16	16	16	17
定員(人)	2,740	2,740	2,740	2,740	2,795
公立	980	980	980	980	980
私立	1,760	1,760	1,760	1,760	1,815
入所児童数(人)	2,626	2,596	2,595	2,617	2,593
公立	772	771	760	783	782
私立	1,854	1,825	1,835	1,834	1,811
施設充足率(%)	95.8	94.7	94.7	95.5	92.8
公立	78.8	78.7	77.6	79.9	79.8
私立	105.3	103.7	104.3	104.2	99.8

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(2) 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、令和元（2019）年度は4施設となっています。2・3号認定の入所児童数は増加で推移しており、令和元（2019）年度は149人、施設充足率は82.8%となっています。

【認定こども園入所児童数（2・3号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（2・3号認定）】

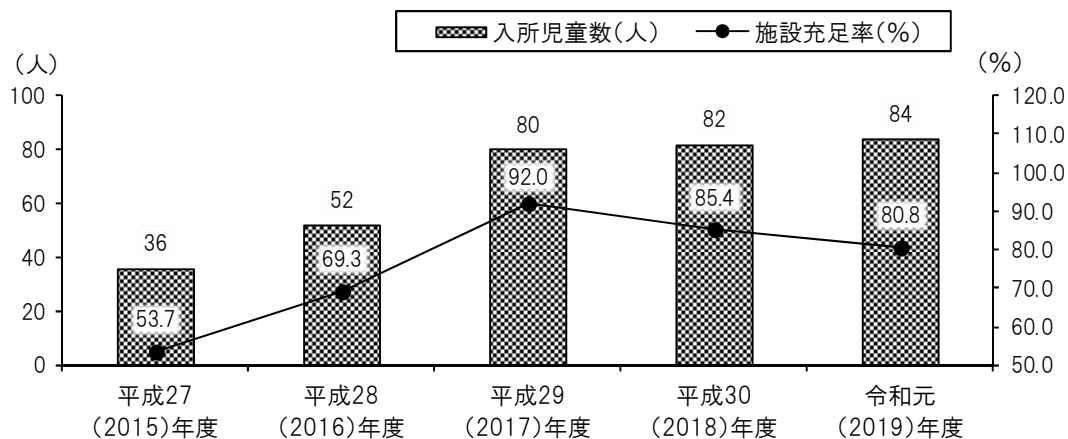
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	1	1	3	3	4
幼稚園型	1	1	1	1	2
幼保連携型	0	0	2	2	2
定員(人)	60	60	120	120	180
幼稚園型	60	60	60	60	120
幼保連携型	-	-	60	60	60
入所児童数(人)	30	39	84	97	149
幼稚園型	30	39	51	58	104
幼保連携型	-	-	33	39	45
施設充足率(%)	50.0	65.0	70.0	80.8	82.8
幼稚園型	50.0	65.0	85.0	96.7	86.7
幼保連携型	-	-	55.0	65.0	75.0

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(3) 地域型保育施設の状況

本市の地域型保育施設は、令和元（2019）年度は5施設となっています。入所児童数は84人とおおむね横ばいで推移していますが、施設充足率は80.8%と、緩やかに低下しています。

【地域型保育事業所入所児童数の推移】



【地域型保育事業所の入所児童数】

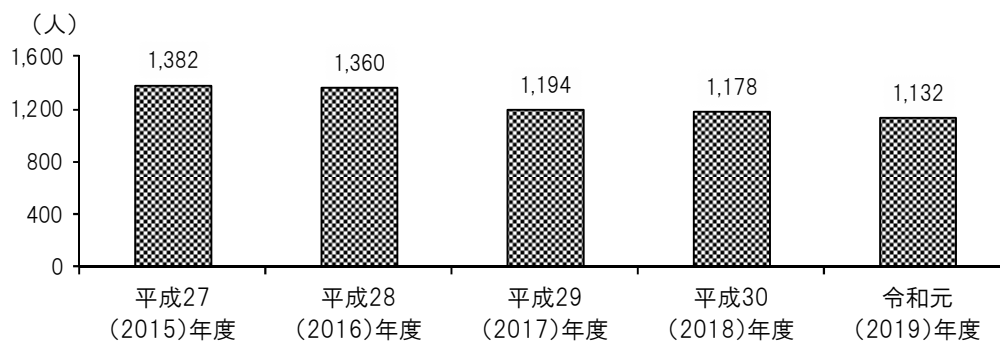
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	4	4	5	5	5
定員(人)	67	75	87	96	104
入所児童数(人)	36	52	80	82	84
施設充足率(%)	53.7	69.3	92.0	85.4	80.8

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

(4) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、令和元（2019）年度は9施設あり、入園児童数は緩やかな減少で推移しています。

【幼稚園入園児童数の推移】



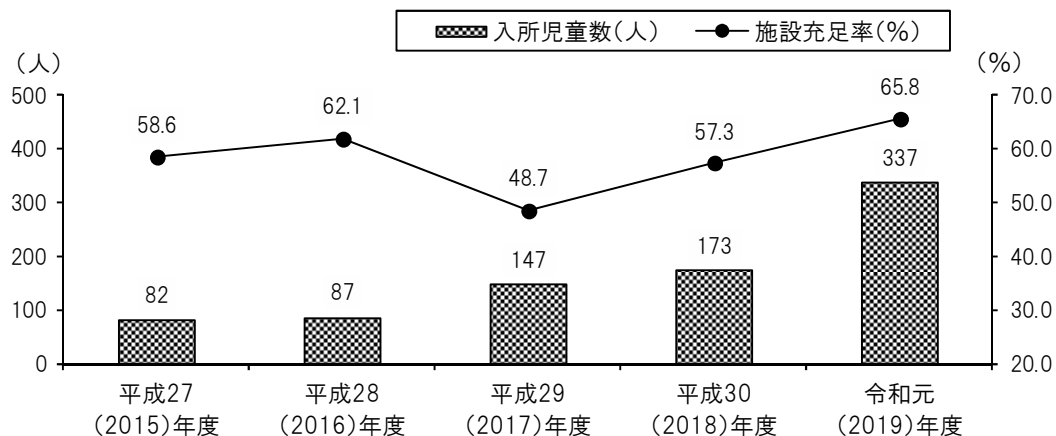
【幼稚園の入園児童数】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	12	12	9	9	9
園児数(人)	1,382	1,360	1,194	1,178	1,132

資料:庁内資料(学校基本調査)

認定こども園（1号認定）の入所児童数、施設充足率は共に増加しており、令和元（2019）年度の入所児童数は337人、施設充足率は65.8%となっています。

【認定こども園入所児童数（1号認定）の推移】



【認定こども園の入所児童数（1号認定）】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
施設数(園)	1	1	3	3	4
幼稚園型	1	1	1	1	2
幼保連携型	0	0	2	2	2
定員(人)	140	140	302	302	512
幼稚園型	140	140	140	140	350
幼保連携型	-	-	162	162	162
入所児童数(人)	82	87	147	173	337
幼稚園型	82	87	82	107	284
幼保連携型	-	-	65	66	53
施設充足率(%)	58.6	62.1	48.7	57.3	65.8
幼稚園型	58.6	62.1	58.6	76.4	81.1
幼保連携型	-	-	40.1	40.7	32.7

資料：庁内資料(広域委託を除く市内のみの数値)各年度4月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業は、通常の保育時間を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。利用者数については、保育所の延長保育、幼稚園の預かり保育共に、近年はおおむね横ばいで推移していましたが、令和元（2019）年度は、延長保育の利用者数が増加しています。

【時間外保育事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
延長保育(保育所)	1,062	1,057	1,054	1,053	1,250
預かり保育(幼稚園)	1,159	1,147	1,149	1,149	1,149

注：令和元(2019)年度は、4月1日現在。(以下同様)

(2) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、子どもを保育所等に預けることができる事業です。2号認定における定期利用者数は、増加で推移していましたが平成30（2018）年度に減少に転じ、令和元（2019）年度は1,150人となっています。また、定期以外の利用者数は、平成27（2015）年度から大きく増加し、6,300人となっています。

【一時預かり事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
2号認定(定期利用)	805	1,583	1,651	1,214	1,150
その他(定期以外)	2,787	3,848	4,045	6,348	6,300

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業（ファミリー・サポート・センター）は、病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。利用者数については、緩やかな減少傾向にありましたが、平成30（2018）年度に増加に転じ、令和元（2019）年度は320人となっています。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

（単位：人）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
病児・病後児保育事業 (ファミリー・サポート・センター)	232	220	202	295	320

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。利用者数は、近年、増加で推移しており、令和元（2019）年度は延べ61,000人となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
地域子育て支援センター 子育て広場	41,355	48,744	49,900	55,260	61,000

(5) 放課後児童健全育成事業

仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な生活の場を提供します。低学年の利用はおおむね横ばいで推移していますが、高学年での利用は増加傾向にあります。

【放課後児童健全育成事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
低学年	1,118	1,205	1,203	1,193	1,209
高学年	99	117	165	161	225

(6) 子育て短期支援事業

ショートステイは、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等において子どもを一定期間預かる事業です。トワイライトステイは、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に児童養護施設等において子どもを預かる事業です。利用者数は、令和元（2019）年度は2人となっています。

【子育て短期支援事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
ショートステイ・トワイライトステイ	0	1	0	0	2

(7) 妊婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を公費で負担します。利用者数は、近年、減少で推移しており、令和元（2019）年度は1,100人となっています。

【妊婦健康診査事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
妊婦健康診査事業	1,472	1,427	1,348	1,232	1,100

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供等を行います。乳児家庭の孤立を防ぎ、健全な育成環境の確保を図ります。利用者数は、近年、緩やかな減少傾向にあり、令和元（2019）年度は850人となっています。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

（単位：人）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
乳児家庭全戸訪問事業	990	947	927	849	850

(9) 養育支援訪問事業

支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師などがその家庭を訪問し、養育に関する指導や助言を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。事業の利用件数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年度は600件となっています。

【養育支援訪問事業の利用状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
養育支援訪問事業	478	495	602	545	600

(10) 子育て援助活動支援事業

育児の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動です。利用件数は、緩やかな減少で推移しており、令和元（2019）年度は2,731件となっています。

【子育て援助活動支援事業の利用状況】

（単位：件）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
ファミリー・サポート・センター	2,840	2,796	2,768	2,731	2,731

(11) 利用者支援事業

地域の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について、情報の提供を行い、利用に当たっての相談に応じる事業です。令和元（2019）年度は3施設で対応しています。

【利用者支援事業の利用状況】

（単位：施設）

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用者支援事業	1	2	2	3	3

第3章 本市の現状分析と課題

第3章の【1】は、事務局より拝借した「新居浜市子ども・子育て支援事業計画進捗状況【平成30年度】」から作成したものです。

【1】 第1期計画の検証

本市では、第1期計画に基づき、主に子育て家庭を対象とした子育て支援の取組を推進しています。それらの取組は、教育・保育分野をはじめ庁内の様々な分野にわたっています。そのため、各担当部署においては、定期的にそれらの取組の進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、次年度の取組に反映させています。

ここでは、第1期計画の「施策体系」における4つの基本方針と、それに関連する基本施策ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本方針1 子育ての喜びを共感するまちづくり
基本施策1 子育て情報の収集・発信 基本施策2 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援 基本施策3 子育て家庭と地域とのつながりづくり
基本方針2 安心して子育てできるまちづくり
基本施策1 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供 基本施策2 子育てに伴う不安や負担の軽減 基本施策3 ひとり親家庭に対する負担の軽減 基本施策4 ワーク・ライフ・バランスの推進
基本方針3 子どもの笑顔あふれるまちづくり
基本施策1 親と子の健康と福祉の充実 基本施策2 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援 基本施策3 幼保小の連携の推進
基本方針4 子育てによる共育のまちづくり
基本施策1 家庭における子育て力の向上 基本施策2 地域における子育て力の再生 基本施策3 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

基本方針 1**子育ての喜びを共感するまちづくり****基本施策 1 子育て情報の収集・発信****【これまでの主な取組内容】**

- 子育て支援に関する窓口の一元化、各種施策の集約化を図り、子育て家庭が必要とする情報を取りまとめて分かりやすく情報発信しました。
- 妊娠・出産・育児の知識の習得と仲間づくりを目指し、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施しました。
- 様々な機会を捉え、妊婦・乳幼児期からの食の重要性や正しい生活習慣を身に付けるための情報を提供しました。
- 子育て支援相談体制の充実を図るとともに、子育て相談員等の人材育成を行いました。

今後の主な取組の方向性^注

- 子育て家庭に必要な情報や、各種施策の集約と分かりやすい情報の発信。
- 妊婦とその家族が参加しやすい学級や講座の開催。
- 妊婦・乳幼児期からの食の重要性や、正しい生活習慣を身に付けるための情報提供。
- 妊娠期から子育て期まで身近な地域で支援できる体制の充実。

注：継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

基本施策 2 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援**【これまでの主な取組内容】**

- 母子健康手帳を交付し、保健指導を実施しました。
- 支援が必要な妊婦に妊婦支援計画を作成し、包括的な支援に取り組みました。
- 乳児家庭を全戸訪問し、相談等に応じました。
- 主任児童委員等が見守り訪問等を行い、支援活動を行いました。

今後の主な取組の方向性

- 妊婦への保健指導及び全員を対象とした子育て応援プランの作成。
- 支援が必要な妊婦を対象とした、妊婦支援計画の作成及び包括的な支援。
- 乳児がいる家庭への全戸訪問や、主任児童委員の見守り訪問等による相談・支援活動。

基本施策 3 子育て家庭と地域とのつながりづくり**【これまでの主な取組内容】**

- 各公民館等で子育て中の保護者と地域の子育て経験者の交流の場をつくりました。
- 子どもを交通事故や犯罪等から守るため、登下校時の見守りや声掛け活動などを促進しました。
- 子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化を支援しました。
- 妊娠・出産期にある家庭へ、必要に応じてヘルパーを派遣しました。

- 子育て世代の保護者が気軽に集い、意見を出し合える場、保護者同士のネットワークづくりを促進しました。
- 子育て家庭応援プロジェクト事業を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●地域における子育て中の保護者と子育て経験者が交流できる場の充実。 ●子どもの見守り活動や声掛け運動の推進。 ●子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化などの促進。 ●妊娠・出産期の家庭へのヘルパー派遣。 ●各校区に、子育て支援の推進母体となる組織の設置運営を目指した調査研究と組織化に向けた検討。 ●子育て世代の保護者が気軽に集まりやすい場の充実。 ●市の特性と保護者のニーズに応じた、包括的で有効な子育て支援策の推進。

基本方針 2	安心して子育てできるまちづくり
---------------	------------------------

基本施策 1 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供

【これまでの主な取組内容】

- 保護者の就労等、子育て家庭の実態に応じた保育サービスを提供しました。
- 多様な教育・保育施設を確保するため、認定こども園を整備しました。
- 子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図りました。
- 保育士不足の解消に向けて、柔軟な保育の提供体制を整備しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭のニーズに応じた、保育サービスの提供及び施設機能の充実・強化。 ●認定こども園への移行に向けた協議の推進。 ●保育士の安定的な確保と柔軟な保育の提供体制の整備。

基本施策 2 子育てに伴う不安や負担の軽減

【これまでの主な取組内容】

- 子育て家庭の多様な不安や悩みが解消できるよう、家庭児童相談室の設置や「ほっとコーナー」の実施など、相談体制を充実させました。
- ファミリー・サポート・センター事業や、放課後児童健全育成事業の充実を図りました。
- 様々な理由により家庭での保育が困難な子どもを対象とした支援を行いました。
- 休日や夜間、深夜の診療体制を整備しました。
- 障がい児の健全育成とその家庭の支援を目的とした各種事業を実施しました。

- 児童手当等、制度による経済的支援をはじめ、就学前医療費助成、子育て用品のリユース・リース事業など、子育て家庭の負担感の軽減に努めました。
- 不妊に悩む人の経済的負担の軽減を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所と連携した家庭児童相談室や、乳児相談、専門家による乳幼児の個別相談、ダイヤル相談、ほっとコーナーにおける相談など、多様な相談支援の充実と市民への周知。 ●子育て家庭のニーズに対応した、一時預かりやファミリー・サポート・センターの充実と周知。 ●放課後児童クラブのニーズに高まりに応じた指導員の確保。 ●休日夜間急患センター、在宅当番医制の運営。 ●障がい児の特性や成長に応じた支援体制と家族の負担軽減。 ●子どもの年齢や家庭の状況に応じた経済的支援の充実。

基本施策3 ひとり親家庭に対する負担の軽減

【これまでの主な取組内容】

- 児童扶養手当等、制度による経済的支援をはじめ、ひとり親家庭の自立を支援する相談機能や体制の充実に取り組みました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援及び自立を支援する相談体制や就労支援の充実。

基本施策4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【これまでの主な取組内容】

- 関係機関と連携し、若者の就業意識や子育てに関する意識、仕事と子育ての両立について啓発活動を実施しました。
- 愛媛労働局等と連携し、市政だよりやCATVを活用した広報活動を実施しました。
- 女性の再就職支援を行うとともに、職業生活や家庭生活の相談の充実を図りました。
- ワーク・ライフ・バランスに対する理解を高めてもらうため、職場参観やファミリーデーの設定に取り組みました。
- 子育て応援企業・女性活躍等事業所の認定を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図りました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発及び市民が参加しやすい取組の検討。 ●関係機関と連携した広報活動の実施。 ●男女が働きやすい環境づくりの推進。 ●女性の再就職に向けた資格・技能習得支援。 ●職業生活・家庭生活相談の充実。 ●関係機関と連携した、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の推進と理解の促進。 ●安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりへの啓発。 	

基本方針 3	子どもの笑顔あふれるまちづくり
---------------	------------------------

基本施策 1 親と子の健康と福祉の充実

【これまでの主な取組内容】

- 妊娠中の健康診査・歯科健康診査、乳幼児健康診査、予防接種を実施しました。
- 育児不安の解消や虐待の未然防止に向け、乳幼児のいる家庭を訪問し、相談等に応じました。
- 子どもの成長に応じた食育を妊娠期から推進しました。

今後の主な取組の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の健康診査、歯科健康診査、乳幼児健康診査、予防接種の実施。 ●家庭訪問など、妊娠期から切れ目のない相談支援体制の充実。 ●地域で安心して出産できる環境の整備。 ●児童虐待の早期発見・予防に向けた取組。 ●子どもの成長に応じた食育の推進。 	

基本施策 2 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

【これまでの主な取組内容】

- 言語の遅れや発達が気になる子どもへの支援に取り組みました。
- 障がいのある子どもに対して年齢や特性に応じた支援体制の整備を進め、障がい児の健全育成と保護者の就労支援や負担軽減を図りました。
- 障がいや発達に課題のある子どもに対し、乳幼児から成人期までライフステージに応じた支援体制の整備を進めました。
- 障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、自立や社会参加に向けた取組を支援しました。
- 障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 言語の遅れや発達が気になる子どもへの発達検査や早期療育等の支援。 ● 障がい児等の保育所での受入れによる成長発達や保護者の就労支援。 ● 障がい児の特性や成長に応じた支援体制と家族の負担軽減。 ● 障がいや発達課題のある子どもの早期発見・早期支援。 ● 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた継続的な支援体制の整備及び地域での生活を支援するシステムづくり。 ● 自立や社会参加に向けた、主体的な取組の支援及び学校特別支援教育支援員の研修実施。 ● 関係機関と連携した、障がいや発達に課題のある子どもに対する、専門的な療育支援体制の整備。

基本施策3 幼保小の連携の推進

【これまでの主な取組内容】

- 保育所等を利用中や利用予定の障がい児が集団保育に適応するための専門的な支援を提供しました。
- 保育所・幼稚園を巡回し、支援者や保護者にアドバイスをを行い、身近な場所での療育を進めました。
- 幼保小連携推進のノウハウの共有化を図り、先進的な取組を行いました。
- 幼保小の教職員の連携を強化し、横断的かつ重層的な支援に取り組みました。
- 就学前から子どもの人権を尊重する意識の醸成に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等訪問支援事業に対する保護者への周知と理解の促進。 ● 障がい児を受け入れる保育園等の環境整備。 ● 保育所・幼稚園の支援者や保護者にアドバイスする巡回相談の実施。 ● 幼保小の効果的な連携方策の検討。 ● 幼保小の教職員の共通理解と情報の共有化。

基本方針4	子育てによる共育のまちづくり
--------------	-----------------------

基本施策1 家庭における子育て力の向上

【これまでの主な取組内容】

- 子育て支援に関する講座や、親子レクリエーション等の講座等を実施し、家庭教育の充実を図りました。
- 男性の育児参加に向けた活動を推進し、子育て家庭における育児の負担軽減を図りました。

- 絵本を介したふれあいを支援するため、5か月児健康相談時にブックスタートパックを贈呈しました。
- 子育てに対する心構えと知識を身に付けられる子育て事例集（ガイドブック）を作成・配布しました。
- 子育て経験者と子育て世代との意識差を埋めるための教室を開催しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援に関する出前講座の実施。 ●生涯学習大学における児童・親子対象講座や女性総合センターにおける子育て講座等の実施。 ●地域における子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座の実施。 ●絵本等が入ったブックスタートパックの贈呈及び絵本や読み聞かせに関する相談の実施。 ●子育てに関する情報をまとめた「子育て応援ブックすくすく」の配布。 ●子育て経験者と子育て世代との意識差を埋める講座の開催及び受講者が地域で活動できる場の提供。

基本施策2 地域における子育て力の再生

【これまでの主な取組内容】

- 地域と連携した児童虐待の防止及び早期発見・早期対応を図りました。
- 世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座等、保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動に取り組みました。
- 地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと活用を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携した、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応。 ●助言や事業への協力などによる子ども会等地域活動の充実。 ●保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動の実施。 ●子育てに関わる地域の人材の掘り起こしと育成。 ●養成講座受講者が地域で活躍できる場の提供。 ●地域子育て支え合い推進事業の実施に向けた情報収集や、効果的な連携についての検討。

基本施策3 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

【これまでの主な取組内容】

- 児童センターや児童館において、子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場を提供しました。
- 図書館において絵本の読み聞かせを行い、読書を通じて生きる力を育む取組を行いました。

- 世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座等、保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動に取り組みました。
- 小学校や公民館を活用した子どもたちの居場所を設け、放課後や週末のスポーツ・文化活動をはじめ、学習習慣の定着と学力の向上を図りました。
- 保育園が地域の子育て支援拠点であることを啓発し、地域内での交流・連携を促進しました。
- 子育て支援の広報啓発を行うとともに、子育て家庭と各施設との交流の促進を図りました。

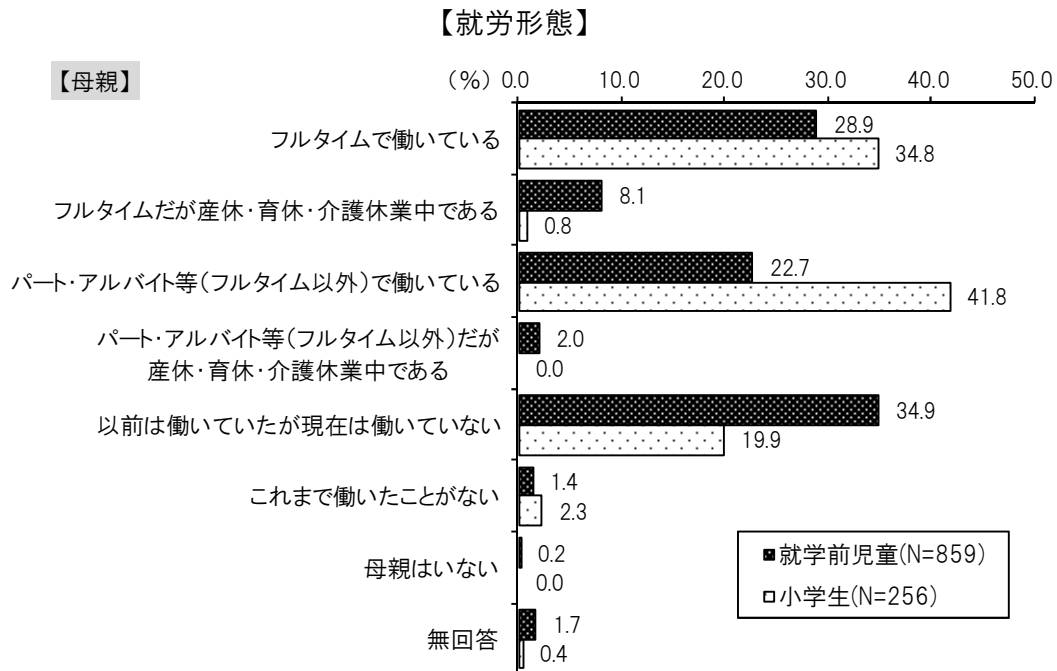
今後の主な取組の方向性

- 子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場の提供。
- 絵本の読み聞かせ等を通じた、子どもの生きる力の育成。
- 保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらう活動の実施。
- 放課後子ども教室におけるスポーツ・文化活動の実施及び全校区での放課後子ども教室開設についての検討。
- 放課後まなび塾の実施及び学習支援員の確保。
- 保育園の地域開放の実施に向けた取組。
- 子育て支援の広報啓発と異世代交流や情報交換の実施。
- 子育て支援イベントの効果的な実施方法についての検討と啓発。

【2】 ニーズ調査から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

- 就学前の母親の約6割が現在就労しており、小学生になると就労割合はさらに高まり、子どもの成長に伴い就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。



- 現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子どもの母親や、現在、就労していない母親の多くが、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

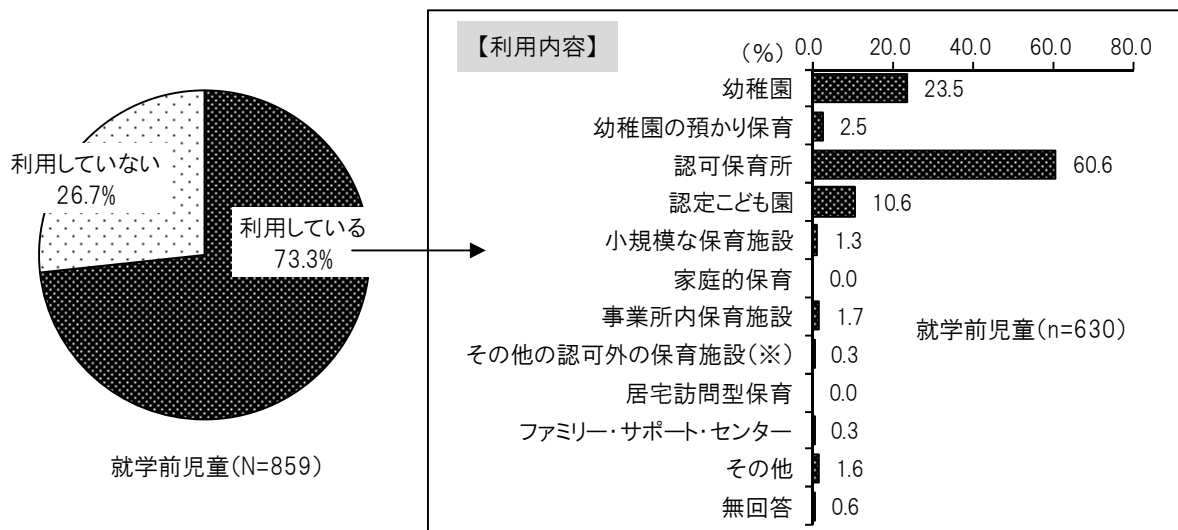


- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を踏まえ、今後の就労環境の整備と、そのための子育て支援策の充実が求められます。

2 子育て支援施設等の利用について

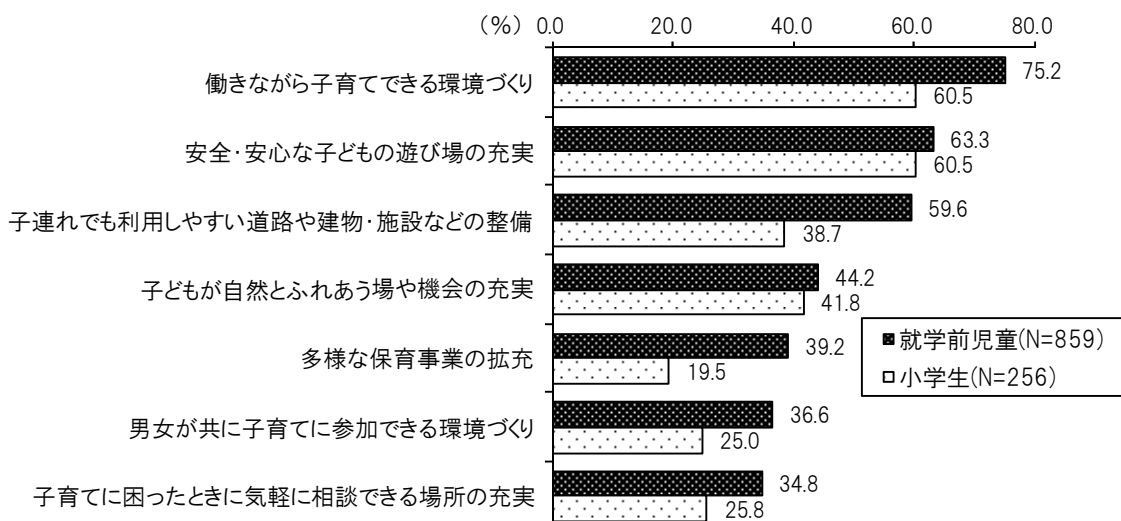
- 現在「認可保育所」（以下「保育所」と言います。）の利用者が6割と最も多く、以下「幼稚園」が約2割、「認定こども園」が約1割の利用状況となっています。今後の利用希望でも「保育所」が約4割と最も高く、「幼稚園」が3割以上、「認定こども園」が約2割で続きます。また、施設を選ぶ際に重視することでは、「教育や保育の内容」をはじめ、「自宅から近い」という立地条件などが多く回答されています。

【子育て支援施設の利用状況】

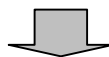


- 最もニーズが高い「保育所」の入園希望者は、0歳児から2歳児と幅広い年齢層に多く、特に0歳児はその6割が希望を示しています。
- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が7割以上と最も高くなっています。

【子育てしやすい社会のために必要と思う支援策（上位項目抜粋）】



- 地域子育て支援拠点施設の今後の利用希望は、現在の利用を大きく上回り、ニーズの高さがうかがえます。



-
- 子どもが3歳未満の早い段階から、保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。それに伴い、教育や保育を提供するための人材の確保、技術・技能を含む質の向上も必要です。
 - 地域子育て支援拠点施設の所在や機能等についての周知・情報提供の充実が必要です。
-

3 多様な保育サービスについて

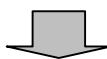
- 土曜や日祝の利用については、土曜日が約半数、日祝は2割の保護者が「利用したい」と回答しており、長期休暇中の利用については、約6割の保護者が「ほぼ毎日」もしくは「週に数日」利用したいと回答しています。
- 家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時保育事業」の現在の利用率は1割未満と僅かですが、今後の利用希望は4割以上を占め高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合は1割程度みられました。
- 最近1年間に、子どもが病気やけがのときに保育所や幼稚園などを利用できなかった保護者の割合は約8割と多く、仕事を休んだ保護者のうち約4人に1人が「病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と回答しています。小学生では、保護者が仕事を休むことについては、4割以上の保護者が「難しい」と回答しています。



-
- 保育所等の土曜日や休日に利用できる施設の拡充や、長期休業中の利用についての対応が求められます。
 - 一時預かり事業や子育て短期支援事業など、今後は、より分かりやすく事業の内容を周知していくとともに、利用しやすい提供体制の整備が必要です。
 - 子どもが病気のと看など対応について、職場の理解を深めていく施策の検討が必要であるとともに、「新居浜市病児・病後児保育事業」について、広く情報提供をしていくことが必要です。
-

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」が最多となっています。
- 育児休業を取得したことがある就学前の子どもの母親は、約4割みられますが、育児休業を取得せずに退職したり、勤務先に制度がなかったりするケースもみられます。
- 仕事と子育ての両立については、「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が、高い割合で求められています。

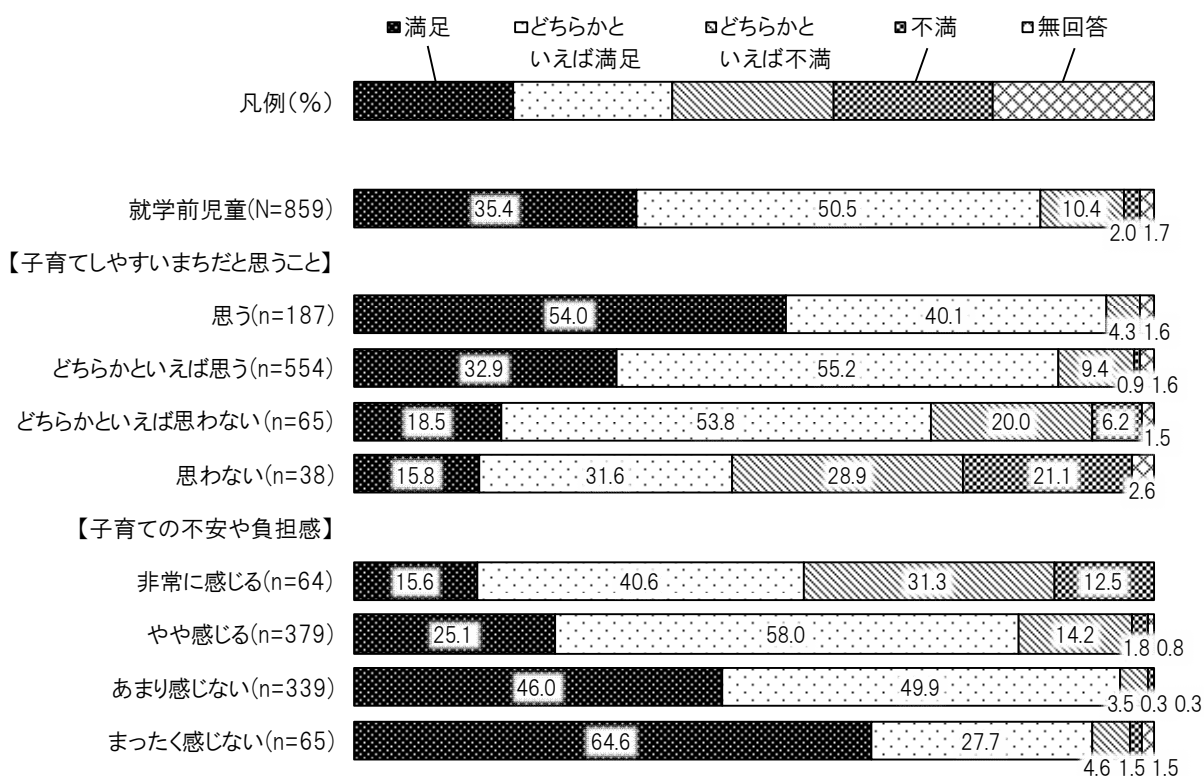


- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進が必要です。
- そのため、子育て支援施設における多様な保育サービスの充実や、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、市民や事業所への啓発活動の強化、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が引き続き必要です。

5 妊娠中・出産時からの支援について

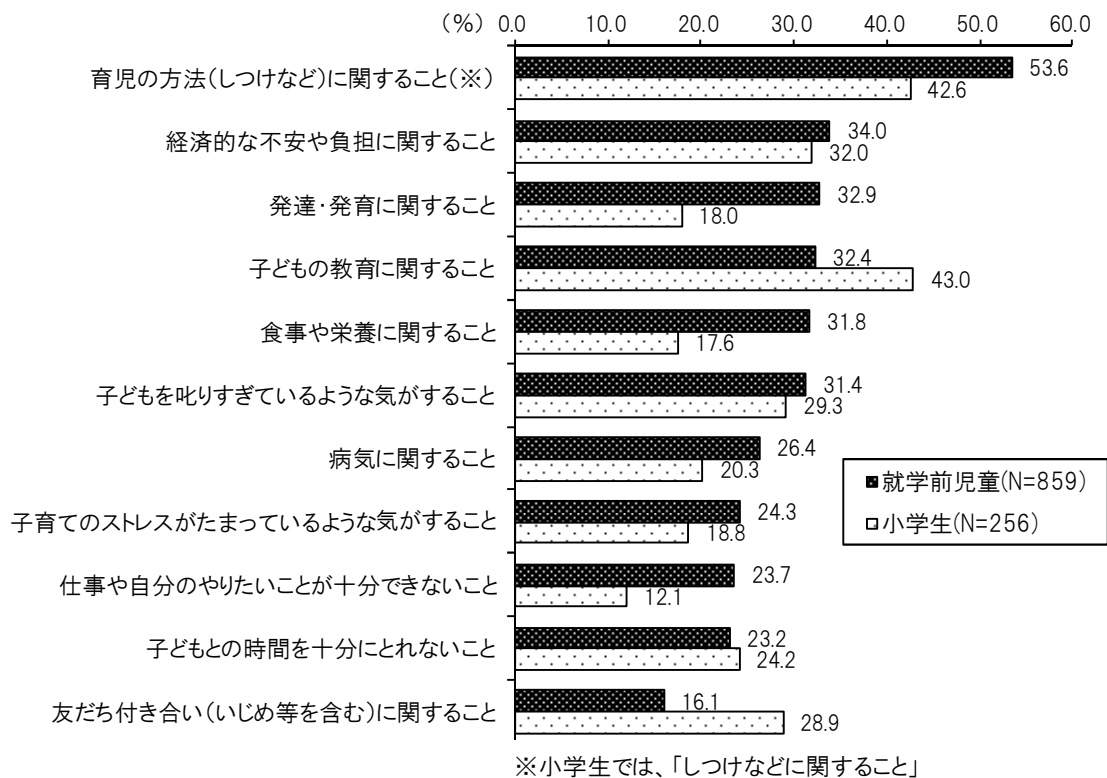
- 妊娠中・出産時の情報提供や相談体制については、8割以上が「満足」と回答していますが、「不満」も1割程度みられます。本市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど「満足」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「不満」への回答が多くなっています。また、子育ての不安や負担を感じる人ほど、「不満」の割合が高くなっています。妊娠中・出産時の情報提供や相談体制が「子育てのしやすさ」や「子育ての不安や負担感」への評価につながっている可能性がうかがえます。

【妊娠・出産時の情報提供等に対する満足度】



- 子育てに関する不安や負担は、就学前の子ども、小学生の保護者ともに過半数が感じています。また、子育てに関する悩みは、就学前の子どもの保護者では、「育児の方法（しつけ）」や「経済的な不安や負担」「発達・発育」「子どもの教育」「食事や栄養」など、多岐にわたっています。しかし、子育てに関する相談先は、主に家族や友人・知人など身近な人が中心となっています。

【子育てに関する悩み（上位項目抜粋）】



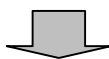
- エンゼルヘルパー派遣事業については、約半数が「知らなかった」と回答しており、今後、周知・情報提供の充実が必要です。



-
- 妊娠や出産時の市からの情報提供の充実をはじめ、「子育て世代包括支援センター」（すまいるステーション）における、保健・育児に関する様々な相談機能の周知が必要です。
 - 親子の健康づくりへの包括的な支援とともに、エンゼルヘルパー派遣事業など、きめ細かな支援が必要です。
-

6 小学生の放課後の過ごし方について

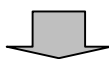
- 放課後児童クラブを利用している小学生の割合は約3割ですが、今後の利用希望は4割以上と高いニーズがみられます。利用者の満足度はおおむね高くなっていますが、「利用できる曜日や時間」等に対する不満がやや高くなっています。今後、利用時間等の検討が必要です。
- 放課後児童クラブについては、平日だけではなく、長期休業中における利用希望も多くみられます。また、利用したい学年も「6年生まで」と、今後の需要の増加が見込まれます。
- 地域のボランティア指導者や協力者のもとで、子どもが自主的に参加し遊びを楽しんだり、ものづくりや体験学習、世代間交流などを行ったりする「放課後子ども教室」については、現状の小学生の利用は僅かですが、今後の利用については、約2割の希望がみられました。



-
- 放課後児童クラブについて、今後の需要の増加が見込まれます。利用時間帯の検討をはじめ、指導員の確保が課題となります。
 - 長期休業中の放課後児童クラブの利用についての検討が必要です。
 - 子どもの豊かな心を育む環境として、子どもが自主的に行動し、様々な体験活動によって豊かな人間性を育成する環境が期待されており、放課後子ども教室の充実が必要です。
-

7 子育てに対する不安の解消について

- 子育て支援センターは、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行う本市における地域の子育て支援拠点として、様々な支援活動を行っています。

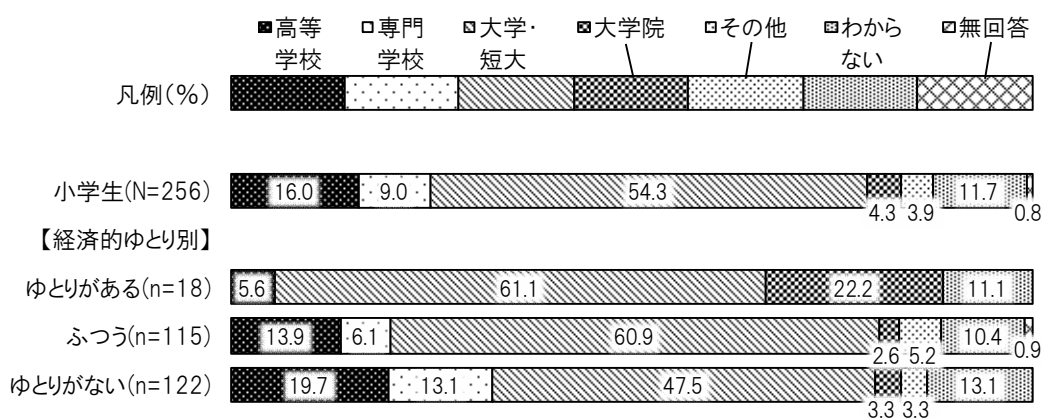


-
- 子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、子育て支援センターにおける相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。
-

8 配慮の必要な子どもへの支援について

- 子どもへの暴力的言動等については、就学前の子ども、小学生の保護者ともに、6割以上が「必要以上に大声で怒鳴ったことがある」と回答しており、「感情のままにたたいたことがある」も3割程度みられます。
- 介護と子育てを同時に行うダブルケアについては、就学前の子ども、小学生の保護者ともに、1割未満となっています。
- 小学生の保護者では、約半数が「経済的なゆとりがない」と回答しています。小学生の保護者が理想とする子どもの進学先として、ゆとりがあると回答した保護者では「大学・短大」が最も多くなっていますが、ゆとりがないと回答した保護者では「高等学校」が多くなっています。必要な支援としては、小学生の保護者の6割以上が「子どもの就学にかかる費用の軽減」と回答しています。

【理想とする子どもの進学先】

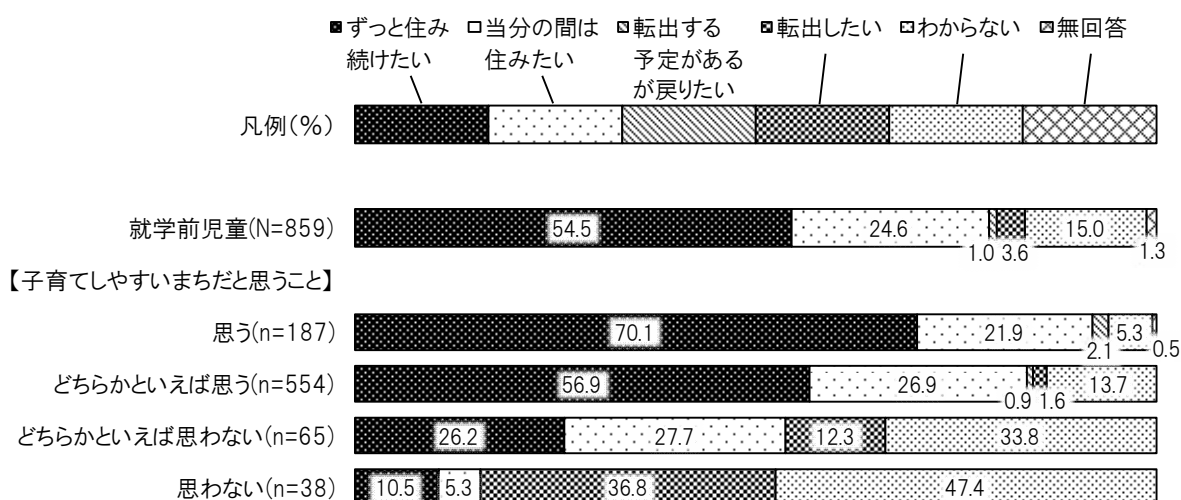


-
- 児童虐待をはじめ、ひとり親家庭や障がい児への支援、ダブルケア家庭や子どもの貧困対策など、配慮を必要とする子どもや家庭の問題は、多様化・複雑化しています。援助を必要とする子育て家庭への支援や、より専門的な支援を行うための人材の確保や育成など、継続的な支援に向けた取組が必要です。
-

9 地域との関わりについて

- 近所の人との付き合い程度では、就学前の子どもの保護者は、「困ったときに助け合う人がある」割合が小学生の保護者よりも低くなっていますが、就学前の子ども、小学生保護者ともに、それぞれ7割以上が「子育てがしやすいまち」と感じており、半数以上が新居浜市に「住み続けたい」と回答しています。
- 新居浜市が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「ずっと住み続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

【新居浜市での永住意向】



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」に次いで、「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設などの整備」などが多くなっています。



- 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安全・安心の確保が求められており、子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

この理念を踏襲するか、変更するか、会議にてご審議をお願いします。

【1】 基本理念

子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち

別紙(A3)の施策体系の考え方(案)を参照の上、会議にてご審議をお願いします。

【2】 基本方針

別紙案参照

上記【2】と同様に、別紙(A3)の施策体系の考え方(案)を参照の上、会議にてご審議をお願いします。

【3】 施策体系

別紙案参照

第6章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策

【1】 教育・保育の提供区域の設定について

【2】 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

【3】 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

見込量については、先日、ニーズ調査による国のワークシートから算出された暫定値をお届けしています。そのまま使う数値や、実績値との乖離が大きな項目など、独自に見込み直す数値をご検討いただきながら、当方と協議させていただければと思います。
(具体的な記載内容については、今回の会議ではお示しできないので、目次項目のみ掲載しています。)

第7章 計画の推進

※P D C Aによる点検評価、関係機関との連携、庁内推進体制などについて記載予定。

資料編

※最後に組み込み